

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | |
|--|----|
| ○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 | 一〇 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 | 一一 |
| ○地籍調査の成果について認証した件五件 | 一二 |
| ○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 | 一三 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 | 一三 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 | 一四 |
| ○道路の供用を開始する件 | 一四 |
| ○廃川敷地等が生じた件 | 一四 |
| ○都市計画を変更した件 | 一五 |
| ○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 | 一五 |
| ○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 | 一五 |
| ○都市計画を変更する件 | 一五 |
| ○随意契約の相手方を決定した件 | 一六 |
| ○落札者を決定した件 | 一六 |
| ○福島県公安委員会 | 一七 |
| ○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 | 一七 |

告 示

福島県告示第十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十

一年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カワチ薬品白河中山南店 福島県白河市中山南五番三五ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- ケーズデンキいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町船戸字京塚三番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 - 1 歩行者の通行の利便確保に係る事項
 - 小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから、歩行者の安全確保に努めること。
 - 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項
 廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めると。
 - 3 廃棄物に係る事項
 市内の事業所等において、従業員や顧客の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び包装用プラスチックについては産業廃棄物として取り扱うこととなっていることから、適正に処理すること。
 - 4 街並みづくり等への配慮等に係る事項
 鹿島町地区計画に該当していることから、建築着手予定日の三十日以上前に都市計画課への地区計画の届出を提出すること。
 - 5 その他

- (一) 施工の際には、周辺の農地に影響がないよう配慮すること。
- (二) 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を行い、誠意を持って対応すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC草野店 福島県いわき市平字下神谷字仲田一二〇番ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 - 1 歩行者の通行の利便確保に係る事項
 - 1 小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから、歩行者の安全確保に努めること。
 - 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項
 - 1 廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。
 - 3 廃棄物に係る事項
 - 1 市内の事業所等において、従業員や顧客の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び包装用プラスチックについては産業廃棄物として取り扱うこととなっていることから、適正に処理すること。
 - 4 その他
 - 1 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を行い、誠意を持って対応すること。
 - 2 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
いわき市
- 二 成果の名称
いわき市三和町上永井の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
山都町
- 二 成果の名称
山都町の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
伊達市
- 二 成果の名称
伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
南会津町
- 二 成果の名称
南会津町高野の一部の地籍図及び地籍簿

キ、甲三五一八のノ、甲三五一八のオ、甲三五一八のク、甲三五一八のヤ、甲三五一八のマ、甲三五一八のケ、甲三五一八のフ、甲三五一八のコ、甲三五一八のエ、甲三五一八のテ、甲三五一八のア、甲三五一八のサ、甲三五一八のキ、甲三五一八のユ、甲三五一八のメ、甲三五一八のミ、甲三五一八のシ、甲三五一八のヒ、甲三五一八のモ、甲三五一九の一、甲三五一九の六から甲三五一九の一一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字館山甲三一八、字牛ヶ首甲三二八二、字沼坂甲三五〇九、甲三五一〇の一、甲三五一〇の二、甲三五一〇のロ、甲三五一〇のハ、甲三五一〇のニ、甲三五一〇のホ、甲三五一〇のヘ、甲三五一〇のト、甲三五一〇のチ、甲三五一〇のリ、甲三五一〇のヌ、甲三五一〇のワ、甲三五一〇のカ、甲三五一〇のヨ、甲三五一〇のタ、甲三五一〇のレ、甲三五一〇のソ、字入窪甲三五一五の九から甲三五一五の一五まで、甲三五一五のヘ、甲三五一五のト、甲三五一五のチ

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 山浦俊 小沼虎千代 尾崎久衛 寺崎作十郎 高野久信 鹿目齊宮 大隈保 嘉藤千代 板橋清馬 板橋刃美 島影國雄 峯岸忠亥 穴澤幸 増井嘉吉 井関等 山

口啓越 井関鉄雄 山田二三夫 島影俊雄 遠藤直江 内川由寛 内川保則 三國久吾 三國兵馬 高橋喜興四 菊地茂 山中緑 佐藤小新 五十嵐利雄 佐藤茂 板橋ハルイ 佐藤忠義 佐藤昌榮 矢部義雄 栗城一雄 渡部品三 白井傳己 深谷康男 内川政蔵 菊地義源 大竹久美 永井初江 大竹喜一 山田勝美 菊地熊鉄 山田善作 遠藤藤江 安田沢世 白井敏夫 高橋庄松 山中喜己男 渡部隆三 古田紀悦 峯城憲治 佐藤静夫 大竹龍雄 三鈷八百次 島影富士子 山浦俊 穴澤卯一郎 深谷元義 小沼喜久蔵

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第八百四十六号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

三瓶光江

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第八百四十七号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
田崎久男 渡部熊喜

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百四十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 高津貞雄 伊藤元吉 鈴木正一 井上力雄 佐藤利喜千代 長谷川伊與松 平野兵松 新田春江 武藤留松 石川章 長谷川サン 新田マサ 佐藤勇 鈴木哲夫 伊藤傳作 長谷川勇 本間マツ 石川六郎 石川幸伍 佐藤義雄 佐藤虎一 高津正美 菊地瀧男 清野清次 鈴木永久 菊地進 満田雲平 藤原肇 佐原幸兵衛 藤原タミ 佐藤喜市 島田潔 多田源次郎 塚原壽子 佐藤忠四郎 森元貞司 森文一 塚原ハルミ 五十嵐一三 菊地憲 鈴木俊永 渡邊渡 小林平二 森合正 平野新四郎 平野眞

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

と。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百五十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|---------|--|---------------|
| 県道豊間四倉線 | いわき市四倉町上仁井田字東山三〇番一八五地先から 同 市四倉町上仁井田字東山一三四番七地先まで | 平成三十二年一月一九日 |

（道路計画課）

福島県告示第二十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 河川の名称 二級河川鮫川水系渋川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成三十一年一月十一日
- 三 廃川敷地等の位置 いわき市佐糠町碓田六十番七及び八反田百十五番
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一二七・四四平方メートル

（河川計画課）

福島県告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、二本松本宮都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画から除外された土地の区域
二本松市のうち上竹一丁目、上竹二丁目、冠木、高田、茶園一丁目、本町二丁目、亀谷一丁目及び郭内一丁目の各一部の区域
- 二 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公 告

公告第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称
会津北部土地改良区
- 就任した役員
役別 氏名 住所
- 理事 飯野 利光 喜多方市上三宮町三谷字五分一四九九五番地
- 同 遠藤 忠一 同 市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地

(農村計画課)

公告第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称
小野町土地改良区
- 退任した役員

- 役別 氏名 住所
- 理事 吉田 公一 田村郡小野町大字和名田字物木作一二九番地

(農村計画課)

公告第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、二本松本宮都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
本宮市のうち高木字辻、字中島、字赤木、字狐森及び字黒作の各一部の区域
- 二 都市計画から除外される土地の区域
本宮市のうち本宮字近江内、字中台、字鹿ノ子田、字下台、字名郷、柳ノ内、字館ノ越、字大町、字東町裏及び字鳴瀬の各一部の区域
高木字山王川原、字金瀬、字北ノ脇、字平内、字高木、字辻、字辻向、字大字、字沢目、字大屋敷、字戸崎、字愛宕、字猫田、字諏訪、字中島、字赤木、字狐森、字重石及び字黒作の各一部の区域
仁井田字吹上及び字村山の各一部の区域
糠沢字赤木及び字西笹田の各一部の区域
- 三 縦覧場所
福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課及び本宮市建設部まちづくり推進課
- 四 縦覧期間
平成三十一年一月十五日から平成三十一年一月二十九日まで
- 五 意見書の提出
二本松本宮都市計画道路を変更する案について、本宮市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県次期財務会計システム構築業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県次期財務会計システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局出納総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年12月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
259,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(出納総務課)

公告第5号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ドローンO T A 評価試験システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
202,716,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年11月6日

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第84号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成31年 1月11日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 | 施設の名称 | 施設の所在地 |
|--------------------------|--------------------------------|--------|----------------------|--------------------------------|
| 株式会社北部 日本自動車学 校 | 福島県伊達市片町20 番地 | 野田 拓男 | 東亜自動車 学校 | 福島県福島市松川 町浅川字御荷ヶ沢 5番地 |
| 石橋建設工業 株式会社 | 福島県本宮市高木 字舟場22番地 | 石橋 英雄 | 本宮自動車 学校 | 福島県安達郡大玉 村大山字狐森18番 地 |
| 株式会社矢吹 自動車教習所 | 福島県西白河郡矢 吹町小松358番地 | 高田 義弘 | 矢吹自動車 教習所 | 福島県西白河郡矢 吹町小松358番地 |
| 株式会社田島 ドライビング スクール | 福島県南会津郡南 会津町永田字堂前 2239番地 | 星 千津子 | 田島ドライ ビングスクー ル | 福島県南会津郡南 会津町永田字堂前 2239番地 |

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 東亜自動車学校

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）。

以下「規則」という。) 第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習と同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習と同等課程

(2) 本宮自動車学校

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

(3) 矢吹自動車教習所

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

(4) 田島ドライビングスクール

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

3 認定年月日

平成30年12月19日

(運転免許課)